

○外務省告示第百四号  
ソヴィエト社会主義共和国連邦政府は、昭和三十一年五月十四日にモスクワで署名された「北太平洋の公海における漁業に関する日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の条約」を発表する意思を昭和五十二年四月二十九日に日本国政府に通告した。よつて、同条約は、その第八条2の規定に基づき、昭和五十三年四月三十日に終了する。

昭和五十一年五月二十四日 外務大臣 岩山威一郎

○大蔵省告示第五十六号  
國債に関する法律(明治三十九年法律第三十四号)第一項、國債規則(大正十一年大蔵省令第三十一号)第五条及び昭和五十一年度の公債の発行に関する法律第二条の規定により発行する國債の発行等に関する省令(昭和五十一年大蔵省令第二十六号)第五条の規定に基づき、昭和五十一年度の公債の発行の特例に関する法律(昭和十五年法律第七十三号)第二条の規定により昭和五十二年五月三十日に発行する利付國債の発行条件等を次のように定めたので告示する。

昭和五十二年五月二十四日 大蔵大臣 坊 秀男

一名 称 利付國債券(第一回)  
二 発行額 領面金額で一千七百四十五万円、十万円、百万円及び千萬円の四種  
三 領面金額の種類 一万円につき九十九円五  
四 発行価格 領面金額百円につき九十九円五  
五 利率 年七・四パーセント  
六 初期利子 昭和五十二年八月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当るときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第九号において規定する期日について同じ)。

領面金額又は登記金額×7.4 ×  
明和52年5月30日から即  
年8月20日までの日数  
365

十一年五月十四日にモスクワで署名された「北太平洋の公海における漁業に関する日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の条約」を発表する意思を昭和五十二年四月二十九日に日本国政府に通告した。よつて、同条約は、その第八条2の規定に基づき、昭和五十三年四月三十日に終了する。

昭和五十一年五月二十四日 外務大臣 岩山威一郎

○大蔵省告示第五十六号  
國債に関する法律(明治三十九年法律第三十四号)第一項、國債規則(大正十一年大蔵省令第三十一号)第五条及び昭和五十一年度の公債の発行に関する法律第二条の規定により発行する國債の発行等に関する省令(昭和五十一年大蔵省令第二十六号)第五条の規定に基づき、昭和五十一年度の公債の発行の特例に関する法律(昭和十五年法律第七十三号)第二条の規定により昭和五十二年五月三十日に発行する利付國債の発行条件等を次のように定めたので告示する。

昭和五十二年五月二十四日 大蔵大臣 坊 秀男

十 免行方法  
十一 扎場所  
十二 賃貸期間  
十三 扎込期限  
十四 発行日  
○農林省告示第五百二十六号  
農業灾害補償法(昭和二十一年法律第二百八十五号)第一百六条第六項の規定に基づき、昭和五一年十一月三十日農林省告示第千百十一号(農業灾害補償法第二百六条第六項の規定に基づき農業大臣が定める区分を定める件)の一部を次のように改正する。

昭和五十二年五月二十四日 農林大臣臨時代理 国務大臣 長谷川四郎

農業灾害補償法(昭和二十一年法律第二百八十五号)第一百六条第六項の規定に基づき、昭和五一年十一月三十日農林省告示第千百十一号(農業灾害補償法第二百六条第六項の規定に基づき農業大臣が定める区分を定める件)の一部を次のように改正する。

昭和五十二年五月二十四日 農林大臣臨時代理 国務大臣 長谷川四郎

十五 元利金支  
十六 支店  
十七 國債代理店及び國債元利金支  
十八 支払取扱店  
十九 借入期間  
二十 借入日  
二十一 扎場所  
二十二 賃貸期間  
二十三 扎込期限  
二十四 発行日  
○農林省告示第五百二十六号  
農業灾害補償法(昭和二十一年法律第二百八十五号)第一百六条第六項の規定に基づき、昭和五一年十一月三十日農林省告示第千百十一号(農業灾害補償法第二百六条第六項の規定に基づき農業大臣が定める区分を定める件)の一部を次のように改正する。

昭和五十二年五月二十四日 農林大臣臨時代理 国務大臣 長谷川四郎

農業灾害補償法(昭和二十一年法律第二百八十五号)第一百六条第六項の規定に基づき、昭和五一年十一月三十日農林省告示第千百十一号(農業灾害補償法第二百六条第六項の規定に基づき農業大臣が定める区分を定める件)の一部を次のように改正する。

昭和五十二年五月二十四日 農林大臣臨時代理 国務大臣 長谷川四郎

二十一 扎場所  
二十二 賃貸期間  
二十三 扎込期限  
二十四 発行日  
○農林省告示第五百三十一号  
漁港法(昭和二十五年法律第二百三十七号)第五条第二項の規定により積み立てられている特別積立金の金額を増加する。ただし、支払期が銀行休業日に当るときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第九号において規定する期日について同じ)。

昭和五十二年五月二十四日 農林大臣臨時代理 国務大臣 長谷川四郎

漁港法(昭和二十五年法律第二百三十七号)第五条第二項の規定により積み立てられている特別積立金の金額を増加する。ただし、支払期が銀行休業日に当るときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第九号において規定する期日について同じ)。

昭和五十二年五月二十四日 農林大臣臨時代理 国務大臣 長谷川四郎

漁港法(昭和二十五年法律第二百三十七号)第五条第二項の規定により積み立てられている特別積立金の金額を増加する。ただし、支払期が銀行休業日に当るときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第九号において規定する期日について同じ)。

昭和五十二年五月二十四日 農林大臣臨時代理 国務大臣 長谷川四郎

二十一 扎場所  
二十二 賃貸期間  
二十三 扎込期限  
二十四 発行日  
○農林省告示第五百三十一号  
漁港法(昭和二十五年法律第二百三十七号)第五条第二項の規定により積み立てられている特別積立金の金額を増加する。ただし、支払期が銀行休業日に当るときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第九号において規定する期日について同じ)。

昭和五十二年五月二十四日 農林大臣臨時代理 国務大臣 長谷川四郎

漁港法(昭和二十五年法律第二百三十七号)第五条第二項の規定により積み立てられている特別積立金の金額を増加する。ただし、支払期が銀行休業日に当るときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第九号において規定する期日について同じ)。

昭和五十二年五月二十四日 農林大臣臨時代理 国務大臣 長谷川四郎